

# 難病指定医の申請について

\*\*\*\*\*

難病指定医について	...	P1
難病指定医の申請について	...	P2
難病指定医の研修について	...	P3
難病指定医の申請に関する書式	...	P5
難病指定医 専門医リスト	...	P10
申請受付保健所一覧	...	P11

\*\*\*\*\*

令和6年度に更新手続きが必要な方は、平成31年4月から令和2年3月に指定を受けた医師です。有効期間満了日の1~3か月前から更新手続きをお願いします。

## 難病指定医について

指定難病にかかっている患者の方は、都道府県知事の定める医師(指定医)の作成した臨床調査個人票(診断書)を添えて支給認定の申請をする必要があります。

「臨床調査個人票」を記載できる医師(指定医)以外の医師による診断書は認められません。(診断書作成の前に指定を受ける必要があります。)

### 難病指定医の役割

- 難病の医療費助成の支給認定申請に必要な診断書(臨床調査個人票)を作成すること
- 患者データ(診断書の内容)を難病小慢データベースに登録すること

#### 【責務】

- 難病指定医(研修資格該当)及び協力難病指定医は、5年ごとに指定医の区分に応じた研修を受ける必要があります。
- 申請内容に変更があったときは、変更事項及びその年月日を届け出る必要があります。

#### 【有効期間】

- 指定医の有効期間は、指定を受けた日から5年間です(5年ごとに更新手続きが必要です)。

### 難病指定医の要件と区分

区分	要件	新規認定の診断書	更新認定の診断書
難病指定医 1 あるいは 2 を満たす こと。	1 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、申請時点において、 <b>関係学会の専門医の資格</b> を有していること。(10ページ「専門医リスト」参照) 2 診断又は治療に5年以上従事した経験があり、 <b>難病指定医研修(※)</b> を修了していること。 ※研修(3ページ参照) 1～2日程度の研修(実施時期や申込方法等の案内は各都道府県のHP等で行っている。)	○	○
協力難病指定医	診断又は治療に5年以上従事した経験があり、 <b>協力難病指定医研修(※※)</b> を修了していること。 ※※研修(3ページ参照) 1～2時間程度の研修(実施時期や申込方法等の案内は各都道府県のホームページで行っている。)	×	○

◎難病指定医：新規申請用及び更新申請用の診断書のいずれも作成可能。

◎協力難病指定医：更新申請用の診断書のみ作成可能。

### 茨城県難病指定医に関するホームページ

(協力)難病指定医の登録状況(毎月更新されます)等の指定医に関することは次のURL又はQRコードから案内できます。

URL <https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanbyo/siteiiryoukikann.html#siteii>

検索ワード：茨城県難病指定医

QRコード →



## 新規申請

難病指定医の指定を受けていない医師は、診断書作成前に新規申請手続きが必要です。  
申請手続

- ① 指定医指定申請書（兼経歴書） 様式第1号 （5ページ）
- ② 医師免許証の写し
- ③ 次のA, Bのいずれか
  - A 専門医に認定されていることを証する書類の写し(10ページ「専門医リスト」参照)
  - B 知事が行う研修を修了したことを証する書類
    - ・ 難病指定医向けオンライン研修(厚生労働省)
    - ・ 難病指定医研修会（筑波大学附属病院が行う web 研修会）

※主として指定難病の診断を行う医療機関の管轄で指定を受けることで、全国で診断書の作成が可能です。

※協力難病指定医は研修受講の修了証で指定医申請が可能です。

## 更新申請

難病指定医（協力難病指定医）有効期間は、指定を受けた日から5年間です。

更新申請手続

- ① 指定医指定更新申請書 様式第2号 （6ページ）
- ② 該当する指定の区分に応じて、次のA, Bのいずれか
  - A 専門医に認定されていることを証する書類の写し(10ページ「専門医リスト」参照)
  - B 知事が行う研修を修了したことを証する書類
    - ・ 難病指定医向けオンライン研修(厚生労働省)
    - ・ 難病指定医研修会（筑波大学附属病院が行う web 研修会）

※知事が行う研修については3ページ参照

## 指定後の手続きについて

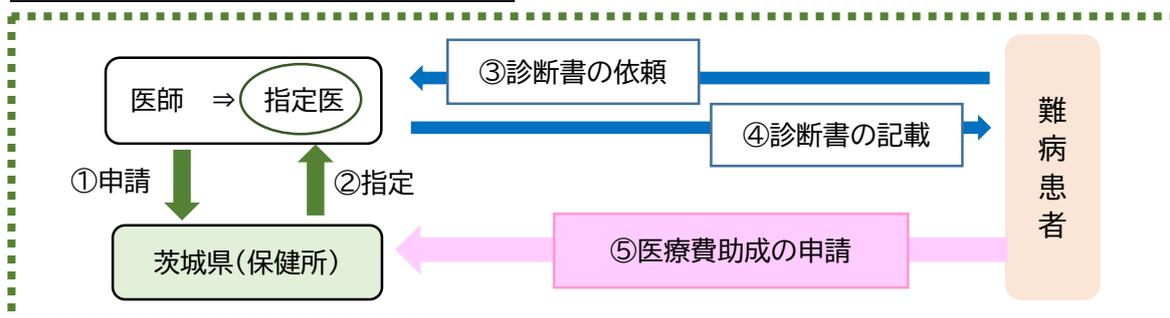
○茨城県外で指定を受けている医師が主な勤務先を茨城県内の医療機関に変更する場合 …… 指定医指定申請書（兼経歴書）(様式第1号) （5ページ）

○指定内容の変更がある場合 …… 指定医変更届出書（様式第3号）(7ページ)

〔 医師氏名、現住所、連絡先、医籍の登録番号、医籍の登録年月日、担当する診療科名、主として指定難病の診断を行う医療機関 〕

○主な勤務先を茨城県外の医療機関に変更する場合 …… 指定辞退届（様式第4号）(11ページ)

## 指定の申請と難病の医療費助成の流れ



## \*指定医オンライン研修

関係学会の専門医の資格を有しない医師が、難病指定医もしくは協力難病指定医の指定を（更新）申請する場合に必要な研修を、オンラインで受講することができます。

この研修は厚生労働省と筑波大学附属病院で実施しており、いずれかを受講することで指定の申請に必要な「知事が行う研修を修了したことを証する書類」を取得することができます。

### 1 【厚生労働省】難病指定医オンライン研修受講の流れについて

- ① 茨城県保健医療部健康推進課 難病対策「難病指定医について」のホームページをご覧ください。（次のURL又はQRコードから案内できます。）

URL

<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/shitpei/yobo/nanbyo/siteiiryokikann.html#siteii>

検索ワード：茨城県難病指定医

QRコード →



- ※ オンライン研修を初めて受講する方は「指定医オンライン研修サービスの使い方ガイドを参照してください

#### 指定医オンライン研修について

関係学会の専門医の資格を有しない医師が難病指定医の指定を（更新）申請する場合もしくは、協力難病指定医の指定を（更新）申請する場合に必要な研修については、オンラインで受講することができます。

以下の手順で、研修を受講してください。

詳しい受講方法については、以下の使い方ガイドを参照してください。

使い方ガイドを  
参照ください

[PDF 指定医オンライン研修サービス使い方ガイド \(PDF: 1,255KB\)](#)

- ② 指定医オンライン研修のユーザー登録  
受講申し込み(ユーザー登録)をしますので「受講申し込みはこちら」をクリックしてください。  
既にIDとパスワードの発行を受けている方は次に進んでください。

#### 1.受講申し込み(ユーザー登録)

以下のリンクをクリックして、ユーザー登録を行ってください。

[受講申し込みはこちら](#)

- ③ 研修システムへログインし受講する
- ・ユーザー登録完了のメール文に記載されているURLから研修システムにアクセスして受講ください。
  - ・既にIDとパスワードの発行を受けている方は「オンライン研修システム入り口」からログインしてください。

#### 2.研修システムへのログイン・受講

ユーザー登録完了の通知メールを受信したら、メール本文に記載されているURLもしくは以下のリンクから研修システムにアクセスし、必要な研修を受講してください。

[オンライン研修システム入り口](#) (←既にIDとパスワードの発行を受けている方はこちらから)

- ④ 修了証の印刷  
研修受講が完了しましたら、修了証を印刷してください。

3.修了証の印刷

研修の受講が完了しましたら、修了証を印刷してください。

- ⑤ 指定医の申請  
修了証をつけて指定医の申請を行ってください。

4.指定（更新）申請手続き

指定（更新）申請書を作成し、印刷した修了証を添付して医療機関の所在地を管轄する保健所へご提出ください。

2 【筑波大学附属病院】難病医療センター主催の研修会 web 配信について

筑波大学附属病院 難病医療センターでは、難病指定医・協力難病指定医研修会を兼ねた「難病診療に携わる医療従事者に対する研修会 web 配信」を行っています。

この研修は、専門医の資格がなくても受講することができ、臨床調査個人票の記載や代表的な指定難病の診断・治療について受講することができます。規定単位を取得すれば、研修修了者として難病指定医・協力難病指定医の指定申請をすることができます。（県より修了証が交付されます。）

受講申し込みは、次のURLまたはQRコードから「申込書」（web 配信申込書フォーム）にてお申し込みください。

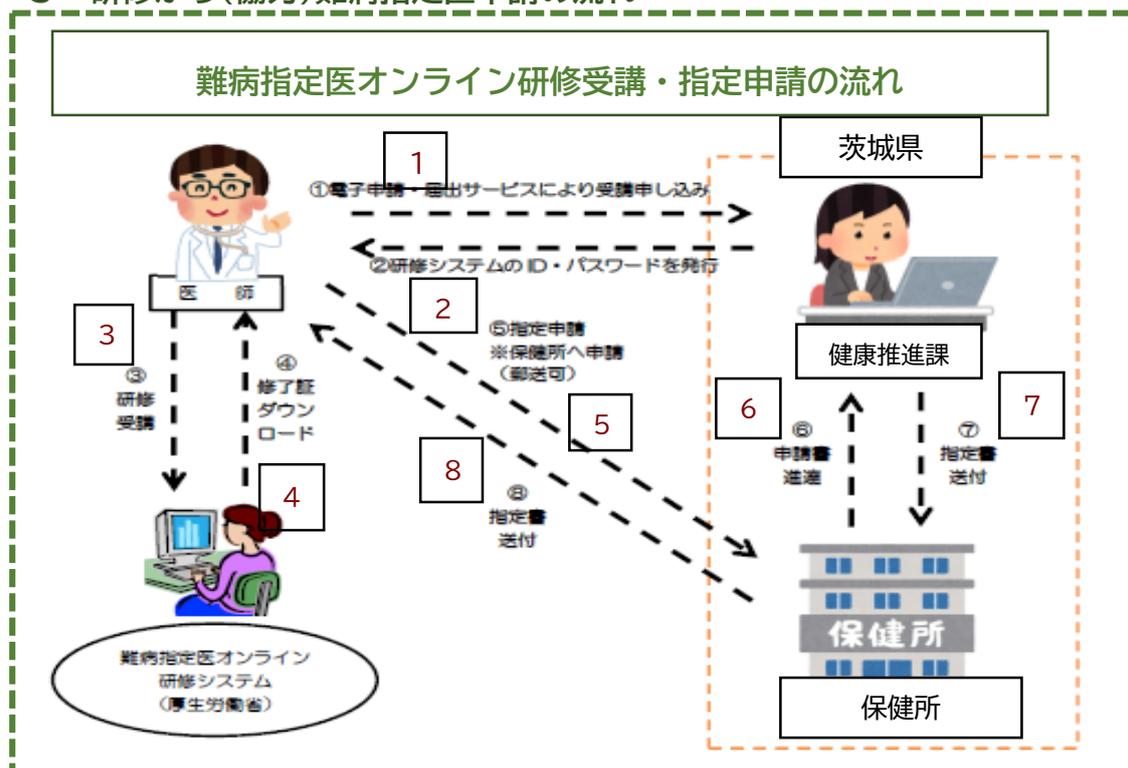
URL↓

[https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSf1Kvxxv1WZekV6JupKds\\_DLCeoCCrtvPUu1qP4ZSoLf4irk\\_g/viewform](https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSf1Kvxxv1WZekV6JupKds_DLCeoCCrtvPUu1qP4ZSoLf4irk_g/viewform)

QRコード →



3 研修から(協力)難病指定医申請の流れ



**保健所一覧** 難病指定医の申請する保健所は、次のとおり医療機関の所在地を管轄する保健所になります。

保健所名	所在地	担当区域	電話番号
中央保健所	〒310-0852 水戸市笠原町 993-2	水戸市・笠間市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町	029-241-0100
ひたちなか保健所	〒312-0005 ひたちなか市新光町 95	ひたちなか市・東海村・常陸太田市・常陸大宮市・那珂市・大子町	029-212-7272
ひたちなか保健所 常陸大宮支所	〒319-2251 常陸大宮市姥賀町 2978-1		0295-52-1157
日立保健所	〒317-0065 日立市助川町 2-6-15	日立市・高萩市・北茨城市	0294-22-4188
潮来保健所	〒311-2422 潮来市大洲 1446-1	鹿嶋市・潮来市・神栖市・行方市・鉾田市	0299-66-2118
潮来保健所 鉾田支所	〒311-1517 鉾田市鉾田 1367-3 鉾田合同庁舎分庁舎 1F		0291-33-2158
竜ヶ崎保健所	〒301-0822 龍ヶ崎市 2983-1	龍ヶ崎市・取手市・牛久市・守谷市・稲敷市・河内町・利根町・美浦村・阿見町	0297-62-2172
土浦保健所	〒300-0812 土浦市下高津 2-7-46	土浦市・石岡市・かすみがうら市	029-821-5398
つくば保健所	〒305-0035 つくば市松代 4-27	常総市・つくば市・つくばみらい市	029-851-9287
筑西保健所	〒308-0841 筑西市二木成 615 筑西合同庁舎 1F	結城市・筑西市・桜川市・下妻市・八千代町	0296-24-3914
古河保健所	〒306-0005 古河市北町 6-22	古河市・坂東市・五霞町・境町	0280-32-3062

この印刷物に関する問い合わせは 筑波大学附属病院 難病医療センター までお願いします

〒305-8576 茨城県つくば市天久保 2-1-1

TEL 029-853-7580 Fax 029-853-7581

E-mail nanbyou-c@un.tsukuba.ac.jp

URL <http://www.hosp.tsukuba.ac.jp/outpatient/facility/nanbyou>

QRコード→

